

下関港利用トライアル補助金交付要綱

制定 令和2年3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関港を試験的に利用した新たな物流に要する費用の一部を補助する下関港利用トライアル補助金（以下第4条第2項第1号を除き「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 荷主 船荷証券（B/L）に記載された荷送人若しくは荷受人又は市長がこれらに類する者として認める者をいう。
- (2) 物流事業者 物流に関するサービスを商品として提供する事業者をいう。
- (3) 県産品 山口県内において生産した農産物、水産物及び畜産物並びにこれらを加工した産品をいう。

(補助金の交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する荷主又は物流事業者で、次条に規定する補助対象事業を行うものとする。

- (1) 国内に本社、支店等を置いていること。
- (2) 下関港を利用して貨物を取り扱うこと。

(補助金交付の対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、その要件は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 新たな輸送ルートの構築事業 次のア又はイに掲げる者の区分に応

じ、当該ア又はイに定める要件に該当する事業であること。

ア 下関港を利用したことがある補助対象者 下関港を利用したことがある国内の輸送経路及び輸送方法（以下「輸送経路等」という。）とは別の、新たな下関港を利用する国内の輸送経路等を構築して行う輸入又は輸出であること。

イ 下関港を利用したことの無い補助対象者 下関港を利用する国内の輸送経路等を構築して行う輸入又は輸出であること。

(2) 県産品輸出拡大事業 下関港から輸出したことの無い県産品に係る貨物を、下関港を利用して行う輸出であること。

(3) 越境E C小口貨物輸送事業 次のア又はイに掲げる要件に該当し、かつ、他国の者との電子商取引により取り扱う小口貨物（複数の荷主により混載された小口貨物に限る。）を、下関港を利用して行う輸入又は輸出であること。

ア 市内において貨物の集貨又は配送を行うこと。

イ 下関港において混載貨物のコンテナへの積込又はコンテナからの積出を行うこと。

2 前項各号に定めるもののほか、補助対象事業は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 補助対象事業に係る貨物は、市における他の補助金、助成金又は交付金の交付の対象に係る貨物となっていないこと。

(2) 補助対象事業の完了後、当該補助対象事業の効果を検証する市からのヒアリング及び必要書類の請求に対応すること。

(3) 補助対象事業の実施内容を下関港の利用促進に係る実例として紹介することについて同意すること。

(補助金交付の対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）

は、補助対象事業を実施する年度において、第10条第1項の規定による通知の日の翌日から当該年度の1月末日までとする。

(補助金交付の対象経費及び補助金の額)

第6条 第4条第1項第1号及び第2号に掲げる補助対象事業に係る補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 第4条第1項第3号に掲げる補助対象事業に係る補助金の額は、荷主ごとに次の各号に掲げる取扱う貨物の量(以下「取扱貨物量」という。)の区分に応じ、当該各号に定める額とし、荷主ごとの当該額を合算して得た額とする。ただし、1補助対象事業につき100万円を上限とする。

(1) 6M³未満 取扱貨物量(当該取扱貨物量に1M³未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。以下同じ。)1M³につき、5,000円を乗じて得た額

(2) 6M³以上15M³未満 25,000円と取扱貨物量から5M³を控除した数に1,000円を乗じた額とを合算して得た額

(3) 15M³以上 35,000円

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象事業を実施しようとする年度の初日から当該年度の6月末日まで(以下「申請期間」という。)において、下関港利用トライアル補助金交付申請書兼事業計画書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる資料を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、申請期間を経過した後においても、交付申請書を提出することができる。

(1) 補助対象者の法人の概要を示す書類

(2) 補助対象事業に係る収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、複数の交付申請書(補助対象事業の内容が異なるものに限る。)を市長に提出することができる。

(補助対象事業の選定及び交付の決定)

第 8 条 市長は、交付申請書の提出があった場合において、補助対象事業を選定し、その選定した補助対象事業に係る補助対象者に対し、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

2 前項の規定による補助対象事業の選定に係る基準その他の当該選定に必要な事項は、別に定める。

(交付の条件)

第 9 条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付に条件を付することができる。

(決定の通知)

第 10 条 市長は、第 8 条の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を下関港利用トライアル補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により交付申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、第 8 条の規定による補助対象事業の選定において、補助対象事業の内容が不相当と認めるとき、又は補助対象事業として選定しなかったときは、下関港利用トライアル補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）にその旨を付して交付申請をした補助対象者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第 11 条 前条第 1 項の規定による通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、下関港利用トライアル補助金交付申請取下届（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出により補助金の交付の申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請等)

第 12 条 補助事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の額若しくは配分を変更しようとするときは、下関港利用トライアル補助金変更

承認申請書（様式第5号。以下「変更承認申請書」という。）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長がその変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

- 2 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。
- 3 市長は、変更承認申請書又は前項の書類の提出を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 4 前項の場合においては、第10条の規定を準用する。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助対象事業を完了した日から20日以内（市長が補助対象事業の性質上特に必要があると認めるときにあつては、市長が別に指定する日まで）に、下関港利用トライアル補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、実績報告書に次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 補助対象事業の実績を詳細に記した書類
 - (2) 補助対象事業に係る収支決算書
 - (3) 船荷証券（B/L）の写しその他の貨物の取扱実績を証するもの
 - (4) 補助対象経費に係る請求書その他の補助対象経費の内訳が記載された書類の写し（第4条第1項第3号に掲げる補助対象事業の場合を除く。）
 - (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、実績報告書の提出があつた場合において、その内容を審査し、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下関港利用トライアル補助金額確定通知書（様式

第7号)により補助事業者に通知する。

(是正のための措置)

第15条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して指示することができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第16条 第14条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関港利用トライアル補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第17条 市長は、前項の規定による請求があった場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求をした補助事業者に対してその請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第18条 補助事業者は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から5年間これを保管しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し及び補助金の返還)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) その他市長が補助金を交付することが適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合にお

いて、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第14条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(質問、報告、指示及び検査)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の実施に関し必要な指示をし、又は第18条の帳簿その他関係書類について、検査をすることができる。

(その他)

第21条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が指示する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限りその効力を失う。ただし、令和4年度までに交付した補助金については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第6条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
1 新たな輸送ルートへの構築事業	(1) 海上輸送に係る運賃 (2) 国内輸送に係る運賃 (3) 荷役費用 (4) 輸入又は輸出の手続に係る費用（ただし、輸送の回数は3回までとする。）	補助対象経費の1/2以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。）とする。ただし、1補助対象事業につき100万円を上限とする。
2 県産品輸出拡大事業	(1) 海上輸送に係る運賃 (2) 国内輸送に係る運賃 (3) 荷役費用 (4) 輸入又は輸出の手続に係る費用（ただし、輸送の回数は5回までとする。）	補助対象経費の1/2以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。）とする。ただし、1補助対象事業につき50万円を上限とする。